

第4章

知的財産

(1) ルールの背景

2017年版不正貿易報告書 649頁参照。

(2) 法的規律の概要

2017年版不正貿易報告書 649頁参照。

(3) 我が国の EPA/FTA 知的財産章の概要

我が国はこれまで 15 개국・地域との間で EPA/FTA が発効済みであり、そのうち日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) を除き、知的財産に関する規定を設けている。そこでは TRIPS 協定以上の義務も規定しており、現在までに締結してきた我が国の主要な EPA/FTA の知的財産章における特徴は、大きく分類すると以下の 3 点となる。

① 手続の簡素化・透明化

TRIPS 協定は権利取得についての手続の詳細は定めていないが、特許出願などの手続における公証義務の原則廃止、優先権証明書の翻訳文証明手続の簡素化などの規定を EPA/FTA に導入することにより、相手国における手続面の負担を軽減し、権利取得の容易化を図っている。また、知的財産保護関連情報の入手を容易にする規定を導入することで、出願や権利執行などに関する予見性の向上を図っている。

② 知的財産の保護強化

知的財産保護の実体面について、例えば、日本国特許庁の特許審査結果を提出することにより、相手国で実体審査を経ずに特許取得ができるようにする、あるいは、相手国で早期に特許審査をするよう請求ができ

るようにするなどの制度を導入する規定により、相手国における権利付与の迅速化を図っている。また外国周知商標を保護する規定を盛り込むなど、相手国における知的財産保護の実体面の充実を図っている。

③ エンフォースメント強化

TRIPS 協定は、第 51 条において国境措置、第 61 条において刑事罰につき規定しているが、義務規定の対象とされているのは不正商標商品及び著作権侵害物品についてのみであり、その他の知的財産侵害物品に関しては共に任意規定となっている。そこで、国境措置、刑事罰の対象を拡大するとともに、TRIPS 協定で明示的に記載されていない形態模倣行為の禁止等を明確に規定するなど、保護対象の拡大及び明確化による実体的なエンフォースメント強化を行うとともに、TRIPS 協定第 57 条に規定されている情報通知を義務化するなど、手続面での改善により、エンフォースメント強化を図っている。

近年署名された EPA/FTA としては、環太平洋パートナーシップ (TPP : Trans-Pacific Partnership) 協定が挙げられる (但し、2018 年 3 月時点で未発効)。本協定における知的財産章の概要は以下のとおり。

(a) 環太平洋パートナーシップ (TPP : Trans-Pacific Partnership) 協定

本協定は、TRIPS 協定を上回る水準の知的財産権の保護と知的財産権の行使 (民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等) について規定することで知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっており、知財保護の包括的かつハイレベルな規定を設けたモデルケースとして位置づけられる。

本協定には知的財産に関して第 18.1 条から第 18.83 条までの独立した知的財産章が設けられている。但し、2018 年 3 月時点で未発効。

(i) 手続の簡素化・透明化

(ア) 国際協定（商標権の取得の円滑化）（第 18.7 条）

国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約を締結することを規定した。

(イ) 特許の出願公開（第 18.44 条）

特許出願の出願日又は優先権が主張される場合には、最先の優先日から 18 か月を経過した後速やかに公開するよう努めることを規定した。

(ii) 知的財産の保護強化

(ア) 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入（第 18.48 条、第 18.50 条、第 18.51 条、第 18.53 条）

特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度、第 18.48 条）、新薬のデータ保護期間に係るルール（第 18.50 条、第 18.51 条）、特許リンケージ制度（後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み、第 18.53 条）を定めることを規定した。

(イ) 特許期間延長制度（第 18.46 条）

特許につき、出願から 5 年、審査請求から 3 年を超えた特許出願の権利化までに生じた不合理な遅延につき、特許期間の延長を認める制度（第 18.46 条）を定めることを規定した。

(ウ) 著作権の保護期間（第 18.63 条）

著作権等につき、その保護期間が自然人の生存期間に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死後 70 年以上とすること等を規定した。

(iii) エンフォースメント強化

(ア) 法定賠償制度・追加的賠償制度の導入（第 18.74 条）

商標の不正使用及び著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設けることを規定した。

(イ) 国境措置の強化（第 18.76 条）

商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある輸入、輸出、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が職権により差止め等の国境措置を行う権限を付与することを規定した。

(ウ) 刑事罰の強化（第 18.78 条等）

営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用、映画の盗撮に対する刑事罰を義務化することを規定した。

(エ) 非親告罪化（第 18.77 条）

故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製等を非親告罪とすることを規定した（ただし、著作物等を市場において利用する権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる）。

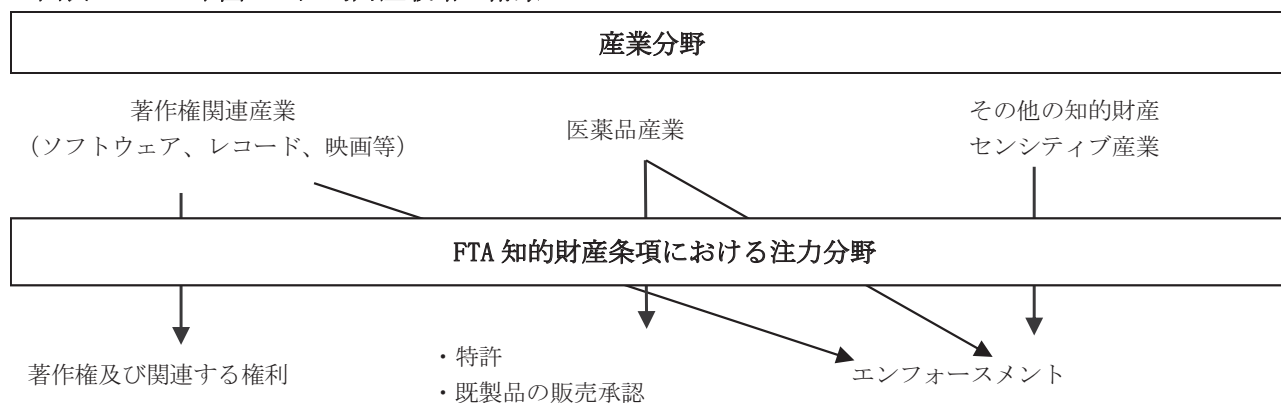
本 TPP 協定は 2016 年 2 月の署名後、2017 年 1 月の米国による離脱表明を受けて、米国以外の 11 か国の間で協定の早期発効を目指して協議を継続してきた。その結果、2017 年 11 月、ベトナム・ダナンで開催された米国を除く TPP 閣僚会合において、新協定「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)」として、凍結リスト等を含む合意パッケージについて大筋合意、翌 2018 年 3 月にはチリ・サンティアゴにおいて署名に至った。なお、知的財産分野における凍結項目は、特許期間延長制度（第 18.46 条、第 18.48 条）、新薬のデータ保護期間に係るルール（第 18.50 条、第 18.51 条）、著作権の保護期間（第 18.63 条）等が対象となっている。但し、2018 年 3 月現在国会未承認。

(4) 諸外国の動向

①米国の FTA における知的財産章の概要

米国の FTA における知的財産戦略は、2002 年通商法に見られるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられる。米国 FTA における知的財産条項は、図表 III - 4 のように 3 つの柱に大別することができる。これは、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において、競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していると言えよう。

<図表 III-4>米国 FTA 知的財産戦略の俯瞰



代表的な FTA 知的財産条項		
<ul style="list-style-type: none"> ・保護期間の延長 (50年→70年) ・技術的手段 (アクセス・コントロール、コピー・コントロール) の回避禁止 ・権利管理情報の保護 ・一時的複製の複製権対象化 ・インターネット・サービス・プロバイダ免責条件の限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売承認の遅れによる特許保護期間の侵食を補償するための同期間延長 ・医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用 (承認より5年間) ・並行輸入制限 (一部FTA) ・強制実施権発動制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・救済関連指針明確化 <ul style="list-style-type: none"> －著作権者等推定 －既定損害賠償 －正規品価格考慮 ・司法当局権限強化 <ul style="list-style-type: none"> －侵害行為関与第三者及び流通経路特定 ・国境措置の強化 <ul style="list-style-type: none"> －輸入・輸出双方についての職権国境措置可能化 (著、商)

二国間協定においては、TRIPS 協定で任意とされている事項を義務化したり、規定されていない事項について新たな規律を導入することが考えられるが、米国 FTA の知的財産章はこの側面を積極的に推進していると言える。なお、TRIPS 協定では最恵国待遇 (MFN) 義務が規定されており、当該協定の対象であって TRIPS 協定の対象となっている知的財産に関する FTA/EPA の条項に基づく措置は、FTA/EPA 締約国の国民のみならず WTO 加盟国の国民全体に適用しなければならない。但し、TRIPS 協定の対象とならない知的財産権及び MFN の例外として同協定に限定列挙されたものについては、MFN 義務は及ばないことになる。TRIPS 協定を超える義務を課す規定の概要については、2017 年版不公正貿易報告書 660 頁を参照のこと。

なお、2017 年 7 月以降、米国は北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉を進めている。米国通商代表部 (USTR) によれば、知的財産分野においては知財保護を通じた公平かつ非差別的な市場アクセスを確保といった点が目的とされているが、同交渉を含め今後の動向について注視することが必要である。

②EU の FTA における知的財産章の概要

従来、EU の FTA 知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多かった。これに対して、EU 韓 FTA、CETA (EU カナダ FTA) など、近年締結された FTA は従来よりも詳細な規定となっており、EU の今後の FTA の進め方が注目される。なお、第三部「総論」に記載の通り、我が国も EU との間で EPA の合意に至ったところである。

EU の FTA における TRIPS 協定を超える義務を課す規定には、米国 FTA の規定と重複するものも多く存在する。EU の FTA における特徴的な規定の概要については、2017 年版不公正貿易報告書 660 頁を参照のこと。

(5) 経済的視点及び意義

国際的に適切な知的財産の保護は、自由貿易の更なる推進及び健全な発展のために不可欠であり、技術力のある国にとっては、当該国企業が海外市場に安心して投資を行う際の前提となる。他方、技術力をもたない開発途上国にとっても円滑な技術移転の促進などを通じた経済的発展が期待できる。

知的財産権の執行を強化するための国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定」

(ACTA) は、知的財産権保護に関する法的枠組み強化という側面に加え、締約国間の意見調整の場である委員会設置やベストプラクティス共有等、締約国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上という意義を有するものである。2018年2月現在、ACTAを締結した国は我が国のみであり、発効に必要な締結国数に届いていないものの、ACTAの内容がエンフォースメントに関する国際的規律の新たな標準モデルとなり EPA/FTA のような様々な国際協定に取り込まれていくことで、ACTA 締約国の範囲を超えて知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことは可能である。唯一の ACTA 締約国として、我が国は、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用して協定内容への理解を促しエンフォースメントに関する規律強化の基礎として ACTA を活用していくことが期待される。

(6) 主要ケース

我が国が、これまでに発効した EPA の知的財産に関する義務規定から具体的な法令や通達改正を迫られたものはほとんどない。このことは、我が国の立場から見ると、EPA の知的財産規定が、専ら相手国の知的財産制度の強化という役割を有していることを意味している。EPA 上の紛争解決手続に関しても、知的財産に係る権利義務については、相手国の義務履行を問う場として利用されることになると考えられる。今後の具体的なケースの積み重ねにより、その実用性などについての検証がなされることになろう。